

令和7年

島根県環境放射線情報システム非常用発電機

改修更新業務 仕様書

島 根 県

- d) 労働安全衛生法
- e) 廃棄物の処理および清掃に関する法律
- f) その他関係法令および勧告
- (b) 規格ならびに基準など
 - a) 日本産業規格 (JIS)
 - b) 日本電機工業会標準規格 (JEM)
 - c) 日本電気規格調査会標準規格 (JEC)
 - d) 国際電気標準会議 (IEC)
 - e) 日本電池工業会規格 (SBA)
 - f) 国際標準化機構規格 (ISO)
 - g) 電子情報技術産業協会規格 (JEITA)
 - h) 電気電子技術者協会規格
 - i) 日本電線工業規格 (JCS)
 - j) 日本電気協会電気技術規程 (JEAC)
 - k) 文部科学省放射能測定法シリーズ
 - l) 発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針
 - m) その他必要な規格、基準等

(2) 設計および構築

受注者は、本業務を実施するにあたり、事前に内容を示す承認図書を提出し、発注者の承認を得るものとする。

また、承認事項の変更についても、その都度承認を得るものとする。

(3) 輸送

製品は厳重に荷造りし、損傷しないように安全に輸送すること。

(4) 据付調整

- ①非常用発電機等の搬出入、据付等に際し、事前にその手順、日時等について発注者と協議すること。
- ②受注者は、発注者の指定する位置に非常用発電機等の据付、配線、調整等を行い、稼働可能とすること。
- ③受注者は、据付調整の作業着手1週間前までに、発注者に対して施工計画書を提出し、安全管理体制を明確にした上で作業に着手すること。
- ④受注者は、熟練技術者を派遣することとし、作業に必要な工具、器具等の資機材は、受注者が用意するものとする。
- ⑤非常用発電機等の搬出入、据付等に際しては、建物、設備等に損傷等を与えないような保護対策を講ずるものとし、損傷が生じた場合は、受注者がその責任を負うこと。
- ⑥既設の島根県環境放射線情報システムとの総合調整については、納入業者（株）日立製作所及び応用光研工業（株）との整合性確認を行い、その費用は受注者にて負担すること。

(5) 据付調整作業の範囲

据付調整作業に伴う付帯工事の範囲は、概ね次のとおりとする。

- ①非常用発電機等の搬入、据付工事
- ②分電盤等からの電源配線工事
- ③既設モニタリングポストに必要となる設置配線工事
- ④その他のモニタリングポストの運用に必要な工事

(6) 申請手続き等

受注者は、本仕様書に関して必要となる官公署及び関係機関に対する諸手続きの全てを発注者の承認または委任を受けた後、迅速且つ確実に行うこと。
なお、これに要する経費は受注者の負担とする。

(7) 本業務着手時の提出書類

受注者は契約締結後、速やかに次の書類を甲に提出し、承認を得ること。

- ①業務計画書（工程表含む） 2部
- ②連絡体制表 2部
- ③主任技術者および現場責任者選任届 2部
- ④その他受注者が必要と認める書類 2部

※受注者は、工程表の作成または変更にあたって、予め発注者と協議すること。

(8) 提出図書

受注者は、本業務完了後、次の図書を紙媒体及び電子媒体にて、それぞれ2部ずつ提出すること。

- ①完成図書
- ②検査・試験仕様書および成績表（社内用および現地用）
- ③官公署等への申請書等の写し
- ④機器据付等記録写真集
- ⑤保証体制を示す書面
- ⑥非常用発電機6機の保守点検見積書
- ⑦その他発注者が必要と認める書類

(9) 検査

本業務完了後、受注者は、発注者の検査を受けなければならない。

検査の日時及び内容、方法については、発注者と打ち合わせするものとする。
完了検査の結果、不合格となった場合には、受注者の負担によって速やかに改修し、再度検査を受けることとする。

第6章 保証

(1) 本業務の保証期間は検収後1年間とする。この期間内に、通常の使用状態で発生した故障、破損、性能低下その他の欠陥事項については、受注者の責任において無償で速やかに取り替え、復旧修理等必要な対策を講じること。この場合、措置を講じた時期から1年間は無償保証期間とすること。

ただし、故障等の原因が次の項目に該当する場合は保証外とする。

①天災による場合

②その他、双方協議により認められた場合

(2) 次に定める事項に要する費用は、受注者の負担とする。

①機器等の検査、調整、工事等において変質、消耗、破損した物品等の復旧に要する費用。

②設置等に際して、第三者に与えた損害の補償、修理等に要する費用。

なお、このような事態が生じた場合には、速やかにその旨を発注者に報告すること。

第7章 疑義等

本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに協議をするものとし、受注者の一方的な解釈によって処理してはならない。本業務の実施に際して、軽微な変更が必要と判断される場合についても、発注者と協議をするものとする。

第8章 特記事項

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたって、知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らしたり、または他の目的に利用したりしないこと。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたって、特許権、著作権その他第三者の権利の対象となっている製造方法あるいは意匠等を使用する場合、受注者はこれらの権利使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、本業務の実施にあたって、本仕様書に規定する全ての条件を十分満足する他、機能、性能、及び技術上具備しなければならないものについては、受注者はこれを充足するものとする
- (4) 作業の実施にあたって本仕様書に基づき、誠実に作業を遂行するとともに、常に安全の確保に細心の注意を払うこと。
- (5) 測定機器の搬出入、及び据付等に伴い発生した、測定機器や建物等の損傷については、発注者に報告するとともに、受注者の負担で速やかに復旧させること。
- (6) 受注者は、本業務の実施にあたって、その一部を下請けまたは委託する場合には、事前に発注者に報告すること。

- (7) 受注者は、本業務の実施にあたって、既設の島根県環境放射線情報システムへの影響が発生しないよう十分に留意すること。
- (8) 年間保守点検は受注者以外でも実施可能であるように整備すること。
- (9) 産業廃棄物処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により分別解体等及び特定建設資材の再資源化等について適切な処置を行う他、地域の条件、環境に配慮し、適切に行うこと。
- (10) 既設非常用発電機の転売を禁止し、廃棄物処理業者とマニフェストを交した場合は、そのマニフェストの写しを島根県に提出すること。

第2編 特記仕様

第1章 非常用発電機更新の概要

(1) 非常用発電機更新の目的

島根県環境放射線情報システムは、空間線量測定局、気象観測装置、可搬型モニタリングポストなどで得られた測定データを島根県原子力環境センターに設置する中央監視局に随時送信し、原子力施設からの影響の有無を常時監視すると共に、地域住民へ情報提供を行うインフラである。

今回の非常用発電機更新は、既設非常用発電機を撤去し新たに非常用発電機を設置し、電気設備を整備する。更新における非常用発電機類の調整・試験後は、解体・撤去した廃材等の処分を行うものとする

非常用発電機更新に伴う測定停止期間は極力少なくするように、事前に測定機器類メーカー及び島根県と調整のうえ、迅速に行うものとする。

(2) 本業務の内容

既設の非常用発電機及び配線等を撤去し、新非常用発電機を設置し、配線を行う。ただし、既存の基礎や配線等など可能な限り流用すること。非常用発電機は県の指定色塗装とし、県と打合せの上、県の承認を得て決定するものとする。

非常用発電機を設置する基礎は鉄筋コンクリートとし、埋め込まれたアンカーボルトと当該筐体および機器を強固に緊結することにより、耐震基準SクラスまたはSクラス相当程度の耐震性を有すること。なお、固定方法について、「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）」に基づく計算書を提出し、監督職員の承認を得た後、施工を行うこと。既設の非常用発電機等解体・撤去で発生した廃材や不要機器の処分を行う。

なお、本業務の非常用発電機設置予定箇所については、各所毎に計画敷地にそれぞれ制約があるので、状況によっては、近接する側溝・植栽・構造物の撤去・改造・更新整備等々が必要となる場合もあるので、着手前には、十分に現地踏査を行い、県並びに設置先管理者との協議・承認を得て、着手すること。

(3) 機器の仕様

1) 基本的性能

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| (a) 外形 | 900(W)×680mm(D)×2,100(H)mm 以内（突起除く） |
| (b) 機関 | ディーゼル方式 |
| (c) 機関冷却方法 | 水冷式 |
| (d) 燃料油種 | 軽油 |

- (e) 入出力電圧 単相 2 線式 100V
- (f) 周波数 60Hz
- (g) 定格出力 5.2kVA 以上
- (h) 力率 80%以上
- (i) 騒音 75dB 以下（定格運転時の四方平均）
- (j) 燃料タンク容量 168 時間連続運転可能な容量とし、発電機筐体内に搭載ただし、消防法での少量危険物取扱所にならない、200 リットル未満であること)
- (k) 運転方式自動および手動操作を選択できること
- (l) 保守運転定期的に自動運転を行えること

2) その他

- ・ 商用電源の停電を確認した場合は、発電機の電圧・周波数の安定を自動的に判断したうえで始動し、商用電源から非常用発電機による給電に切り替わること。また、商用電源の復電を確認した場合は、自動的に非常用発電機から商用電源による給電に切り替え、自動停止すること。始動・停止については既設テレメータに知らせるフラッグを送信すること。
- ・ 非常用発電機からの給電対象は、モニタリングポストの運転に関わる全電気設備とし、本調達には非常用発電機・局舎既設システム間の接続工事、必要に応じた改修を含む。本体の基本構成は、発電装置、原動機、発電機、燃料タンク等とする。
- ・ 非常用発電機の筐体は、強度が高く、耐腐食性、耐候性、断熱性に優れた素材とし、降雨による雨水侵入や筐体上部への積雪等による支障をきたさない構造とすること。
- ・ 非常用発電機の保守のための運転は、単独無負荷運転で行うものとし、定期的の実施出来るようにすること。また、所定の保守運転時間稼働した後、自動で停止するものとする。なお、保守運転実施中に商用電源の停電・復電があった場合においても支障なく自動切替が行われること。燃料タンクは、長期の使用に耐えるよう腐食防止の対策を行うこと。また、給油口については、給油が容易な地点となるよう配慮すること。
- ・ モニタリングポストとの渡り配線に必要な配管は埋設にて敷設すること。